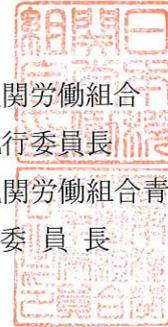


令和5年12月14日

関税局長
江島一彦 殿

日本税関労働組合
中央執行委員長 永山幸司
日本税関労働組合青年委員会
青年委員長 小林佑太郎



青年層組合員の処遇改善等に関する要求書

私たち青年層組合員は、「国民の安全・安心の確保」「適正かつ公平な関税等の徴収」「貿易円滑化の推進」という社会的要請に応えるべく、複雑・困難な業務処理が求められる職場の第一線において、旺盛な責任感と使命感をもって税関行政の円滑な執行に努めるとともに、将来の税関行政の担い手としての自負と自覚を持ち、日夜懸命に職務に精励していますが、私たち青年層組合員の処遇は、要求する内容からほど遠い実態にあり、到底満足できるものではありません。

貴職におかれては、組合員の処遇改善、職場環境の整備等に日頃からご尽力を賜っているところですが、税関の将来を担う青年層組合員が希望を持ち、安心して職務に精励できるよう処遇など勤務条件の改善に向け、下記事項の早期実現を図られるよう強く要求します。

記

1 青年層組合員の処遇改善について

- (1) 2級、3級への昇格については、同期間で理由もない分断発令が行われないよう努めること。
- (2) 大量採用による新たな採用の「山」が出来つつあることから、若手組合員の処遇の停滞が起きないように、2級、3級の十分な定数枠を確保すること。
- (3) 昇給区分A、Bについては、分布率一杯の発令を行うこと。
- (4) 国家公務員等の旅費に関する法律第21条で定められている宿泊料については、2級以下の職員の設定額引き上げを行い、3級以上の職員との格差を是正すること。

2 人事評価制度について

- (1) 業績目標の設定にあたっては、適切な指導・助言を行い、被評価者である青年層組合員の能力等に見合った目標設定を行わせるよう評価者を指導すること。
- (2) 評価者は、被評価者の各目標の進捗状況を把握し、被評価者が計画的に遂行できるよう適宜コミュニケーションを取りながら、適切に指導・助言を行うこと。
- (3) 評価者が恣意的に評価することなく、公平な評価となるよう評価者に対して積極的に研修を行うこと。
- (4) 評価結果の開示を求める組合員に対し、評価理由について明確な説明を行うよう、評価者を指導すること。

3 内示前の事前通知の早期化について

移転料の取扱いに伴う見積書の取得等の事務の効率化を図ると共に、職員及び職員の家族への負担を少しでも軽減するため、内示前の事前通知を早期化し、前広に勤務地のわかる情報を提示し、併せて宿舍情報を開示すること。

4 配転について

仕事と生活の両立ができるよう本人のきめ細やかな身上把握をし、青年層組合員が希望する職場で業務を遂行することができる職員配置となるよう努めること。

5 新規採用職員の継続的な確保について

関関業務の重要性を関係機関に強く訴え、引き続き必要な定員の確保に努めるとともに、政府の取組指針を踏まえた女性職員の採用割合確保の実現に引き続き取り組むこと。また、若手職員を継続的に確保していくため、令和6年度においても新規採用職員の継続的な確保に努めること。

6 夏季休暇使用可能期間の拡大について

夏季休暇使用可能期間については、令和6年1月より業務繁忙と認められる職員は前後各1月の期間を拡大して取得ができるよう、本年12月に人事院規則の改正が行われた。条件を満たした職員が改正された制度を利用できるよう適切に対応すること。

7 寮・宿舍について

- (1) 青年層組合員が人事異動等で、寮・宿舍への入居を希望する場合には、必ず入居できるよう必要戸数の確保に努めること。特に、若い青年層組合員から宿舍に入居できるよう努めること。
- (2) 老朽化が著しい宿舍については、耐震改修ではなく建て替えを実施するよう努めること。老朽化が著しい設備の修繕を要求した場合については、迅速に対応するよう努めること。
また、入居者が決まった際には、速やかに入居予定の部屋の状況を再度確認し、必要な修繕を実施して、入居者の心身の負担軽減に努めること。

8 働きやすい職場環境作りについて

- (1) 女性職員の採用が多くなることで、青年層女性組合員が当直勤務等に配属される機会が増え、その間に結婚、妊娠、出産するケースがさらに増加することも予想されるため、当人や周囲の職員に対するケアや指導を徹底して行うこと。
- (2) 小規模官署に新たに女性組合員を配属する時には、更衣室等の設備が不足することが無いよう事前に受入体制を整えること。また、配置された女性組合員に過度な業務負担がかかることがないように、2人以上の職員配置に努めること。
- (3) 青年層男性組合員も育児がしやすい職場環境の整備に努めるよう、管理者等に対して積極的に働きかけること。
- (4) 本年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類へ変更されたが、業務継続のため、マスク、アルコール消毒液等の物品が不足しないよう、引き続き、必要数を確保すること。

9 各種ハラスメント・メンタルヘルス対策について

各種ハラスメント・メンタルヘルス対策については、効果的な対策を十分に行うこと。また、ハラスメントが起きた場合は、厳正に対処すると共に十分なケアを行うこと。

10 諸手当について

- (1) 赴任旅費における移転料について、実費支給化される改正が行われたが、生活必需品と言える乗用車やオートバイ等が支給対象から除かれている。支給対象外経費について見直しをするよう関係機関へ働きかけを行うこと。
- (2) 金密輸事犯においては、密輸の背後に暴力団等が絡んでいることもあり、その捜索には危険が伴うことから、犯則取締等手当の支給対象となるよう関係機関への働きかけを行うこと。

11 週休日等における地方官署等の勤務実態について

チャーター便やクルーズ船、地方港での取締り等の対応のため、執務時間外となっている官用車で移動時間について、超過勤務手当等の対象とすること。また、地方官署で勤務する職員の負担軽減が図られるよう適正な人員配置等を行うこと。